

保険調剤の理解のために

厚生労働省保険局医療課
医療指導監査室

1. 指導・監査等について

2. 保険調剤の仕組み

3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について

4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について

5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）

6. 医療保険と介護保険との関係について

7. 最後に

指導とは

目的

- 「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について**周知徹底**させること」
(指導大綱)
- 「保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。」
(健康保険法 第73条)

厚生労働大臣の指導を受ける義務がある。

指導の形態

① 集団指導

② 集団的個別指導

③ 個別指導

○地方厚生（支）局及び都道府県が実施
→ 都道府県個別指導

○厚生労働省並びに地方厚生（支）局及び都道府県が実施
→ 共同指導、**特定共同指導**

指導のポイント

- ① 保険調剤が**薬学的に妥当**適切に行われているか。
- ② 保険調剤が「**保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則**」をはじめとする**基本的ルール**に則り、適切に行われているか。
- ③ 調剤報酬請求の根拠となる事項が、その都度、**調剤録等に記載**されているか。
- ④ 調剤報酬請求が**点数表**に定められたとおり、適正におこなわれているか。

指導後の措置

「概ね妥当」 < 「経過観察」 < 「再指導」 < 「要監査」

監査とは

目的、監査方針

「保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、**不正又は著しい不当が疑われる場合**等において、的確に**事実関係を把握**し、**公正かつ適切な措置を採ること**」

(監査要綱)

不正請求

詐欺や不正行為に当たるもの

無資格者調剤

- 非薬剤師による調剤

架空請求

- 調剤の事実がないものを調剤したとして請求

付増請求

- 実際に行った調剤内容に実際に行っていない調剤内容を付増して請求

振替請求

- 実際に行った調剤内容を点数の高い別の調剤内容に振替えて請求

不当請求

算定要件を満たさない等、調剤報酬請求の妥当性を欠くもの

服薬管理指導料の例

- 薬剤服用歴の記録に、服薬指導の要点を記載していないにもかかわらず、**服薬管理指導料**を算定している。

特定薬剤管理指導加算1の例

- 薬剤服用歴の記録に、特に安全管理が必要な医薬品に関する指導の要点を記載していないにもかかわらず、**特定薬剤管理指導加算1**を算定している。

監査後の措置

行政上の措置

- 保険医療機関・保険医
 - ✓ **指定・登録の取消（取消処分）**
 - ✓ 戒告
 - ✓ 注意
- 取消処分となった場合原則として、**5年間は再指定・再登録を行わない。**

経済上の措置

診療内容または診療報酬の請求に関し不正、不当の事実が認められた場合、**原則として5年間分を返還する。**
40%の加算金が加えられることもある。

（健康保険法第58条）

健康保険法上の処分の基準

監査要綱（保険医等登録・保険医療機関等指定**取消処分**の基準）

監査要綱

- **故意に不正**又は**不当**な診療（診療報酬の請求）を行ったもの。
- **重大な過失**により、**不正**又は**不当**な診療（診療報酬の請求）をしばしば行ったもの。

▶ **故意でなくとも、重大な過失が認められれば、健康保険法上の処分の対象となりうる。**

令和3年度の指導、監査等実施状況

監査を受けた

保険医療機関・保険医等 51施設、104人



指定・登録の取消（取消相当含む）を受けた

保険医療機関・保険医等 26施設、16人

指導、適時調査、監査により
返還を求めた金額は**約48億円**

(厚生労働省発表 医科・歯科・調剤を含む)

1. 指導・監査等について
- 2. 保険調剤の仕組み**
3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

わが国の保険医療制度の特徴

国民皆保険制度

すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。

現物給付制度

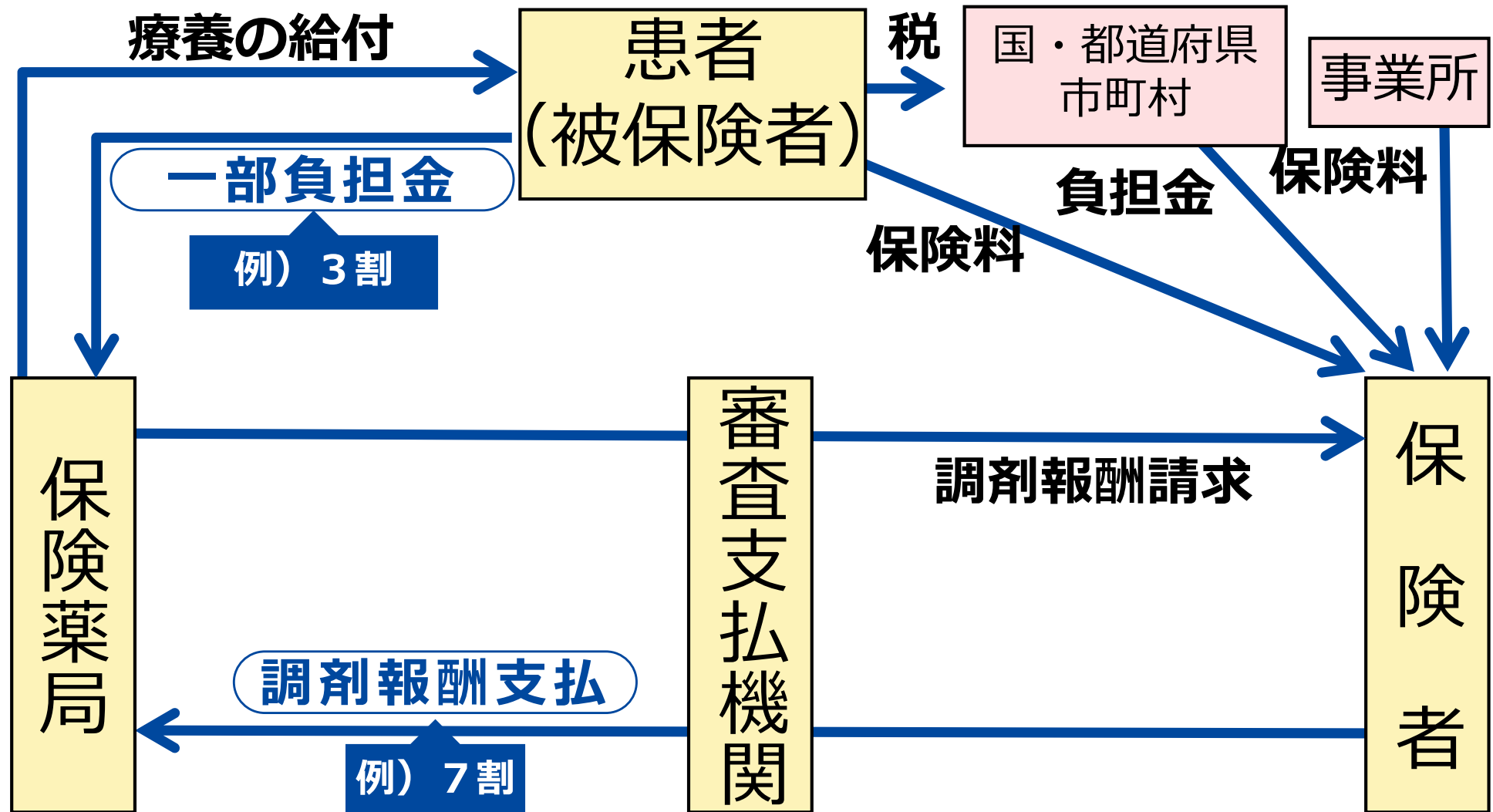
医療行為（現物）が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。

フリーアクセス

自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

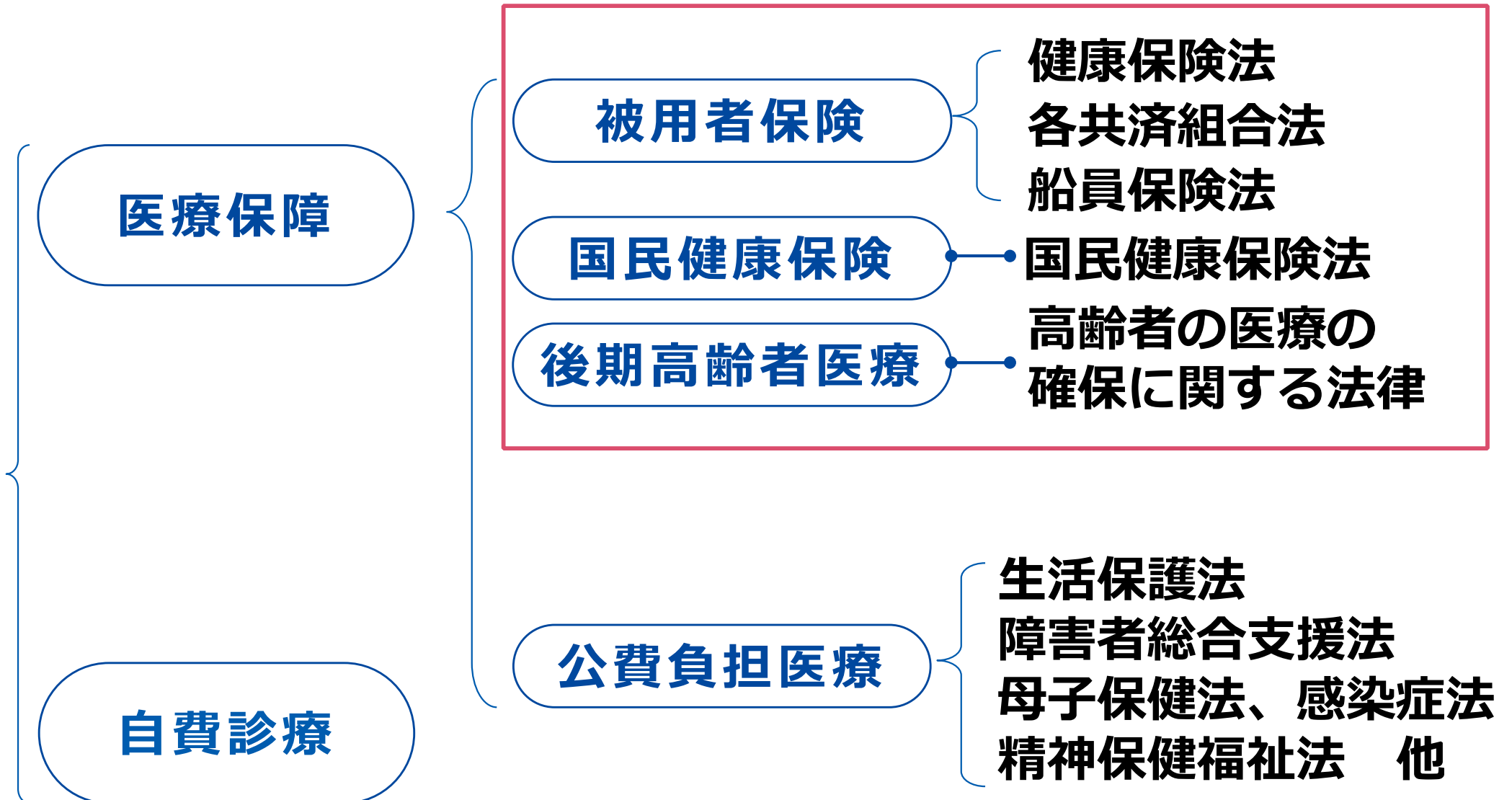
療養の給付・費用の負担の流れ

医療費の大部分は保険に基づく



医療費の給付の仕組み

医療保険各法により、医療保険制度を構成



健康保険法

目的（第1条）

疾病、負傷等に関して保険給付を行い、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

基本的理念（第2条）

健康保険制度については、医療保険制度の基本をなすものである（中略）
医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

保険調剤として調剤報酬が支払われるには

- 保険薬剤師が
- 保険薬局において
- 健康保険法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医療法等の各種関係法令の規定を遵守し
- 『保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則』の規定を遵守し
- 薬学的に妥当適切な調剤を行い
- 保険薬局が調剤報酬点数表に定められたとおりに請求を行っている。

保険調剤とは

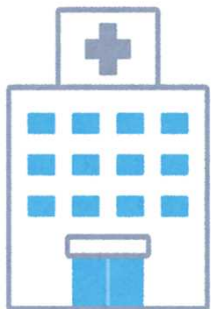
- 健康保険法等の医療保険各法に基づく、
保険者と保険薬局との間の公法上の契約である。
- 保険薬局の指定、保険薬剤師の登録は、医療保険各法等で規定されている保険調剤のルールを熟知していることが前提となっている。

保険診療等に係わる各法令

医師法



医療法



薬剤師法



保助看法

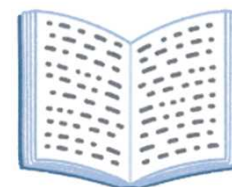


医薬品
医療機器等法



健康保険法

保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）



保険診療・保険調剤

薬剤師と保険薬剤師

薬剤師

薬剤師法で規定される、調剤を行うことができる資格
(薬剤師法第19条)

保険薬剤師

健康保険法等で規定される、
保険調剤を行える薬剤師
(健康保険法第64条)

保険薬剤師登録票

登録の記号 及び番号	登録年月日
薬剤師 氏名	

上記のとおり登録したことを証明する。

印

保険薬剤師

健康保険法第64条	保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師 → 保険薬剤師 でなければならない。
健康保険法第71条	薬剤師の申請に基づき厚生労働大臣が登録 → 自らの意思で保険薬剤師となる。
健康保険法第72条	厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の調剤に当たらなければならない。 → 保険薬剤師は保険上のルールを守る必要がある。
健康保険法第73条	保険薬剤師は、健康保険の調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。 → 厚生労働大臣の指導を受ける義務がある。 《集団・個別》

薬局と保険薬局

薬局

医薬品医療機器等法で規定される。

（医薬品医療機器等法第2条）

保険薬局

健康保険法等で規定される、

保険調剤を実施できる薬局

（健康保険法第63条）

保険薬局の指定

- 薬局の開設者の申請により厚生労働大臣が指定する。

(健康保険法第65条)

保険薬局の責務

- 『厚生労働省令』で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない
(法第70条)
- 療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする
(法第76条)

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
- 3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について**
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

医療の基本理念（第1条の2第1項）

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の**医療の担い手**と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。



薬剤師を医療の担い手として位置付け

医療法

医師等の責務（第1条の4第1項）

医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の医療の担い手は、第一条の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、**良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。**

医師等の責務（第1条の4第2項）

医師、歯科医師、**薬剤師**、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、**適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。**

相対的欠格事由（第5条）

次の各号いずれかに該当する者には免許をあたえないことがある。

- 一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行うことができない者
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 **罰金以上の刑に処せられた者**
- 四 **薬事に関し犯罪又は不正の行為のあった者**

免許の取消し等（第8条）

薬剤師が上記のいずれかに該当、又は薬剤師としての品位を損するような行為があったときは次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 **3年以内の業務の停止**
- 三 **免許の取消し**

薬剤師法

調剤（第19条）

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

- 一 患者又は現にその看護に当たっている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出た場合
- 二 医師法（昭和23年法律第201号）第22条各号の場合又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第21条各号の場合

薬剤師法

調剤の求めに応ずる義務（第21条）

調剤に従事する薬剤師は、**調剤の求めがあった場合には、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。**

処方せんによる調剤（第23条）

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の**処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。**

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の**同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。**

処方せん中の疑義（第24条）

薬剤師は、**処方せん中に疑わしい点があるときは**、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、**その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。**

情報の提供及び指導（第25条の2）

薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため、販売又は授与の目的で調剤したときは、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、**必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。**

2 薬剤師は、前項に定める場合のほか、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、**患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、**患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく**指導を行わなければならない。**

薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行うことを義務化

薬剤師法

調剤録（第28条第2項）

2 薬剤師は、薬局で調剤したときは、厚生労働省令で定めるところにより、調剤録に厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

【参考】薬剤師法施行規則

第16条 法第28条第2項の規定により調剤録に記入しなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、その調剤により当該処方せんが調剤済みとなった場合は、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項のみ記入することで足りる。

- 一 患者の氏名及び年令
- 二 薬名及び分量
- 三 調剤並びに情報の提供及び指導を行った年月日
- 四 調剤量
- 五 調剤並びに情報の提供及び指導を行った薬剤師の氏名
- 六 情報の提供及び指導の内容の要点
- 七 ～ 十 （略）

調剤済みとなった処方箋又は患者の服薬状況や指導内容等を記録したもの（薬剤服用歴等）において、必要事項が記載されていれば当該規定を満たす（注）

注： 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に当たっての留意事項について（薬局・薬剤師関係）」（令和2年8月31日付薬生総発0831第6号）を参照。また、保険調剤録については、「保険薬局の分割調剤及び調剤録の取扱いについて」（令和2年11月10日付け保険発1110第1号）を参照。

医薬品医療機器等法

医薬関係者の責務（第1条の5第2項）

薬局において調剤又は調剤された薬剤若しくは医薬品の販売若しくは授与の業務に従事する薬剤師は、薬剤又は医薬品の適切かつ効率的な提供に資するため、**医療を受ける者の薬剤又は医薬品の使用に関する情報を**他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は薬剤師に**提供することにより、医療提供施設相互間の業務の連携の推進に努めなければならない。**

医薬関係者の責務（第1条の5第3項）

薬局開設者は、医療を受ける者に必要な薬剤及び医薬品の安定的な供給を図るとともに、当該薬局において**薬剤師による前項の情報の提供が円滑になされるよう配慮しなければならない。**

令和2年9月1日 施行

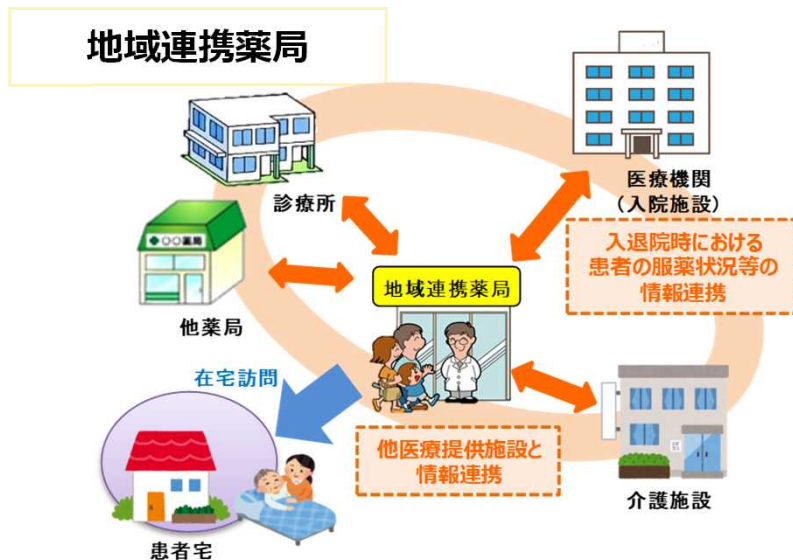
地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の概要

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置等

医薬品医療機器等法

地域連携薬局（第6条の2）

薬局であって、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の**都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。**

医薬品医療機器等法

専門医療機関連携薬局（第6条の3）

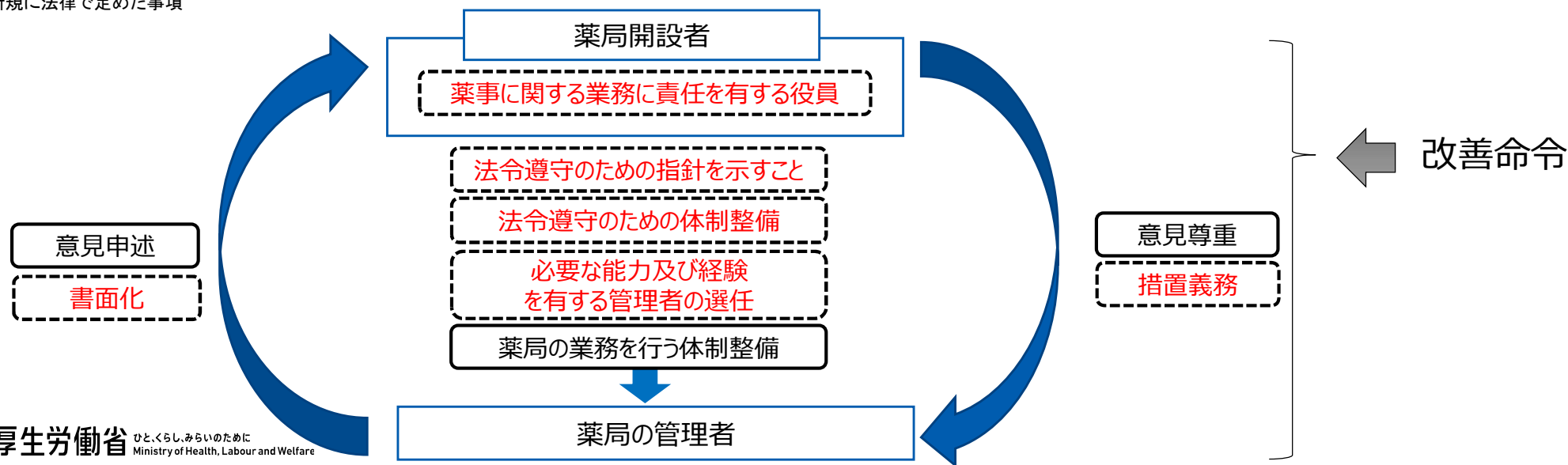
薬局であって、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、薬剤の適正な使用の確保のために専門的な薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、**厚生労働省令で定めるがんその他の傷病の区分ごとに、その所在地の都道府県知事の認定を受けて専門医療機関連携薬局と称することができる。**

医薬品医療機器等法

薬局における法令遵守体制の整備

- 薬局開設者の法令遵守に責任を有する者を明確にするため、薬事に関する業務に責任を有する役員（責任役員）を法律上位置づけ、許可申請書に記載（※）。
- 薬局開設者の遵守事項として、以下を規定。
 - 従業者に対して法令遵守のための指針を示すこと
 - 法令遵守上の問題点を把握し解決のための措置を行うことができる体制を含めた、法令遵守のための体制（※）を整備すること
 - 薬局の管理に関する業務が法令を遵守して適正に行われるために、必要な能力及び経験を有する管理者を選任すること
 - 管理者により述べられた意見を尊重し、法令遵守のために措置を講じる必要があるときは、当該措置を講じること

新規に法律で定めた事項



医薬品医療機器等法

薬局の管理（第7条第4項）

薬局の管理者は、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。ただし、その薬局の所在地の都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

管理者の義務（第8条第2項）

薬局の管理者は、保険衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局の業務につき、**薬局開設者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。**

医薬品医療機器等法

薬局開設者の遵守事項（第9条第2項）

薬局開設者は、第七条第一項ただし書又は第二項の規定によりその薬局の管理者を指定したときは、第八条第二項の規定により述べられた薬局の管理者の意見を尊重するとともに、法令遵守のために措置を講ずる必要があるときは、**当該措置を講じ、かつ、講じた措置の内容（措置を講じない場合にあつては、その旨及びその理由）を記録し、これを適切に保存**しなければならない。

医薬品医療機器等法

薬局開設者の法令遵守体制（第9条の2）

薬局開設者は、薬局の管理に関する業務その他の薬局開設者の業務を適正に遂行することにより、薬事に関する法令の規定の遵守を確保するために、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 薬局の管理に関する業務について、薬局の管理者が有する権限を明らかにすること。
- 二 薬局の管理に関する業務その他薬局開設者の業務の遂行が法令に適合することを確保するための体制、当該薬局開設者の薬事に関する業務に責任を有する役員及び従業員の業務の監督に係る体制その他の薬局開設者の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制を整備すること。
- 三 (略)

2 薬局開設者は、前項各号に掲げる措置の内容を記録し、これを適切に保存しなければならない。

医薬品医療機器等法 オンライン服薬指導の概要

- 医薬品医療機器等法の改正により実施可能なオンライン服薬指導には、①オンライン診療時の処方箋に基づく服薬指導と、②在宅訪問診療時の処方箋に基づく服薬指導に分かれる。

外来患者へのオンライン服薬指導

- ① 対面服薬指導を行ったことのある患者
- ② 当該薬局において調剤したものと同一内容の薬剤*
- ③ **オンライン診療による処方箋**に基づき調剤

在宅患者へのオンライン服薬指導

- ① 患家で対面服薬指導を行ったことがある患者
- ② 同左
- ③ **訪問診療による処方箋**に基づき調剤

【その他の要件等】

* 後発品への切り替えなど同一内容と見なせる場合を含む

- ④ 原則として同一の薬剤師がオンライン服薬指導を実施すること
- ⑤ 服薬指導計画を策定すること（主な内容は以下のア～エ）
 - ア 取り扱う薬剤の種類（当該患者に対面で服薬指導したことのある処方箋薬剤又はそれに準じる処方箋薬剤であること）、授受の方法
 - イ オンラインと対面との組合せ
 - ウ 実施できない場合の規定（実施しないと判断する場合の基準など）
 - エ 緊急時対応方針（医療機関との連絡、搬送）

医薬品医療機器等法

オンライン服薬指導（第9条の4第1項）

薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため、当該薬剤を販売し、又は授与する場合には厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面 **（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるものを含む。）**により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならない。

※「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け事務連絡）を参照。

医薬品医療機器等法

調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等（第9条の4第5項/6項）

- 5 第一項又は前項に定める場合のほか、薬局開設者は、医師又は歯科医師から交付された処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のため必要がある場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、その**調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握させる**とともに、その調剤した薬剤を購入し、又は譲り受けた者に対して必要な情報を提供させ、又は必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。
- 6 薬局開設者は、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に第1項又は第2項に規定する情報の提供及び指導を行かせたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該**薬剤師にその内容を記録させなければならない。**

4

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について
- 4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について**
5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

薬担規則とは

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

(厚生労働大臣が定めた規則：省令)

○第1条から第7条の2

→**保険薬局**に係る内容

療養の給付の担当範囲、担当方針 等

○第8条から第10条の2

→**保険薬剤師**に係る内容

調剤の一般の方針、調剤録の記載 等

**保険薬局や保険薬剤師が保険調剤を行う上で
守らなければならない基本的な規則**

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）

療養の給付の担当方針（第2条）

保険薬局は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。

適正な手続きの確保（第2条の2）

保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長に対する申請、届出等に係る手続き及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続きを適正に行わなければならない。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (薬担規則)

適正な費用の請求の確保 (第10条の2)

保険薬剤師は、その行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う**療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。**

健康保険事業の健全な運営の確保 (第2条の3)

保険薬局は、その担当する療養の給付に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと。
- 二 **保険医療機関又は保険医に対し**、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、**金品その他の財産上の利益を供与すること。**

(参考) 保険医療機関及び保険医療養担当規則 (療担規則)

特定の保険薬局への誘導の禁止 (第2条の5第1項)

処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。

特定の保険薬局への誘導の禁止 (第19条の3第2項)

処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、**保険薬局から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。**

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (薬担規則)

経済上の利益の提供による誘引の禁止 (第2条の3の2第1項)

保険薬局は、**患者に対して**、第四条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における**商品の購入に係る対価の額の値引きをすること**その他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある**経済上の利益を提供すること**により、当該患者が自己の保険薬局において**調剤を受けるように誘引してはならない。**

経済上の利益の提供による誘引の禁止 (第2条の3の2第2項)

保険薬局は、**事業者又はその従業員に対して**、**患者を紹介する対価として金品を提供すること**その他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある**経済上の利益を提供すること**により、患者が自己の保険薬局において**調剤を受けるように誘引してはならない。**

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (薬担規則)

調剤の一般の方針 (第8条第1項)

保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）は、保険医等の交付した処方箋に基いて、**患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。**

調剤の一般の方針 (第8条第2項)

保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (薬担規則)

調剤の一般的方針 (第8条第3項)

保険薬剤師は、処方箋に記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であって、当該処方箋を発行した保険医等が**後発医薬品への変更を認めているときは**、患者に対して、**後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない**。この場合において、**保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない**。

診療、歯科診療の具体的方針（第20条、21条）

二 投薬

投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するとともに、患者に後発医薬品を選択する機会を提供すること等**患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。**

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則 (薬担規則)

処方箋の確認等 (第3条)

- 1 保険薬局は、被保険者及び被保険者であつた者並びにこれらの者の被扶養者である患者（以下単に「患者」という。）から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する処方箋が健康保険法（大正十一年法律第七十号。以下「法」という。）第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所において健康保険の診療に従事している医師又は歯科医師（以下「保険医等」という。）が交付した処方箋であること及びその処方箋、**法第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）**又は患者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を行うことができない患者であつて、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。
- 2 患者が電子資格確認により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「その処方箋、法第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）又は患者の提出する被保険者証」とあるのは「法第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて電子資格確認により」とする。
- 3 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第五条第一項の規定により同項に規定する書面による請求を行つている保険薬局及び同令第六条第一項の規定により届出を行つた保険薬局については、前項の規定は、適用しない。
- 4 保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）は、第二項に規定する場合において、**患者が電子資格確認によつて療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備**しなければならない。

<参考：健康保険法第3条第13項>

この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等（第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。）から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

5

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
- 5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）**
6. 医療保険と介護保険との関係について
7. 最後に

調剤報酬点数表

通則

第1節 調剤技術料

調剤基本料

調剤基本料※ [1/2/3イ/3ロ/3ハ]
 (注1 ただし書、特別調剤基本料(注2)ほか、注11)
 (加算料) 地域支援体制加算※ [1/2/3/4]
連携強化加算※
 後発医薬品調剤体制加算※ [1/2/3]

薬剤調製料

内服薬、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬、外用薬
 (加算料) 嚥下困難者用製剤加算、無菌製剤処理加算※、
 麻薬加算、向精神薬加算、覚醒剤原料加算、
 毒薬加算、時間外加算、休日加算、深夜加算、
 夜間・休日等加算、自家製剤加算、
 計量混合調剤加算、在宅患者調剤加算

第3節 薬剤料

第4節 特定保険医療材料料

第5節 経過措置

第2節 薬学管理料

調剤管理料

調剤管理料 [1/2]
 (加算料) 重複投薬・相互作用等防止加算 [イ/ロ]、調剤管理加算※ [イ/ロ]、
医療情報・システム基盤整備体制充実加算 [1/2]※

服薬管理指導料

服薬管理指導料 [1/2/3/4 (情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合) イ/ロ/
 かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合※]
 (加算料) 麻薬管理指導加算、特定薬剤管理指導加算 [1/2※]、乳幼児服薬指導加算、
 吸入薬指導加算、調剤後薬剤管理指導加算、小児特定加算

かかりつけ薬剤師指導料※

(加算料) 麻薬管理指導加算、特定薬剤管理指導加算 [1/2※]、乳幼児服薬指導加算、
小児特定加算

かかりつけ薬剤師包括管理料※

外来服薬支援料

外来服薬支援料 [1/2イ/2ロ]

服用薬剤調整支援料

服用薬剤調整支援料 [1/2イ※/2ロ]

在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者訪問薬剤管理指導料 [1/2/3/
 在宅患者オンライン薬剤管理指導料]
 (加算料) 麻薬管理指導加算、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算※、乳幼児加算、
小児特定加算、在宅中心静脈栄養法加算※

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 [1/2]、
 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料
 (加算料) 麻薬管理指導加算、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算※、乳幼児加算、
小児特定加算、在宅中心静脈栄養法加算※

在宅患者緊急時等共同指導料

(加算料) 麻薬管理指導加算、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算※、乳幼児加算、
小児特定加算、在宅中心静脈栄養法加算※

退院時共同指導料

服薬情報等提供料

服薬情報等提供料 [1/2/3]

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 [1/2]

経管投薬支援料

下線：新設

※：施設基準あり

施設基準

- 施設基準の届け出が必要な算定項目がある。

(例) 調剤技術料：調剤基本料

地域支援体制加算

後発医薬品調剤体制加算 等

(例) 薬学管理料：特定薬剤管理指導加算 2

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

在宅中心静脈栄養法加算 等

- 厚生労働大臣が定めた基準を満たした上で届出を行う。
- 届出事項に変更が生じた場合は速やかに変更の届出を行う。

主な留意点 処方箋について①

- 保険調剤に当たっては、
 - ✓ 処方箋が適正か（様式、使用期限等）
 - ✓ 記入もれや記入誤り等の不備はないか
 - ✓ 処方されている医薬品が薬価基準収載品目か
 - ✓ 医薬品医療機器等法承認事項等の範囲内で処方されているか等の確認が必要である。
- 疑義が生じた場合には、必ず処方医に疑義照会を行うこと。
- 調剤済となった処方箋には、必要事項を適切に記入すること。

主な留意点 処方箋について②

具体的な確認ポイント

- 被保険者記号・番号、保険者名の記載があるか
- 処方医の署名又は記名・押印があるか
- 処方箋の使用期間は適切か
- 投与期間の上限が設けられている医薬品の処方日数がその上限を超えていないか
- 医薬品医療機器等法の承認事項等と異なる処方となっていないか
 - ✓ 用法外・用量外投与、適応外投与、禁忌投与 等
- 使用上の注意が守られているか
 - ✓ 徐放性製剤の半錠・粉砕 等
- 処方医が後発医薬品への変更に差し支えがあると判断して、医薬品を処方した場合に、処方箋「備考」欄中の「保険医署名」欄に署名または記名・押印があるか。

主な留意点 処方箋について③

不適切な処方箋の具体例

例 1 用量の未記載

インスリン注射液の使用単位数の記載がない。

例 2 用法の未記載

外用副腎皮質ホルモン剤、外用抗真菌剤の使用部位の記載がない。

例 3 承認内容と異なる用法・用量

アムロジピン錠、ドキサゾシン錠の1日2回投与（用法外）
テラムロ配合錠BPの1回2錠投与（用量外）

例 4 過量投与が疑われる医薬品

トリアゾラム錠0.25mg（高齢者に対し、1回2錠）

主な留意点 調剤録について

- 調剤録は調剤報酬請求の根拠である。
- 保険薬局は、調剤録に、療養の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の調剤録と区別して整備しなければならない（薬担規則第5条）。
- 保険薬局は、患者に対する療養の給付に関する処方箋及び調剤録をその完結の日から3年間保存しなければならない（薬担規則第6条）。
- 保険薬剤師は、患者の調剤を行った場合には、遅滞なく、調剤録に当該調剤に関する必要な事項を記載しなければならない（薬担規則第10条）。

主な留意点 調剤技術料について

薬剤調製料の加算

具体的にどんな場合に算定が可能なのか（算定要件）を十分に理解するとともに、算定が可能であると判断して算定する場合には、その根拠となる事項について薬剤服用歴等に記載することが必要である。

例 自家製剤加算

製剤工程を調剤録等に記載すること。

主な留意点 薬学管理料について①

- 「薬学管理料」は、対人業務を評価するものである。
- 項目ごとに、具体的な算定要件が定められている。
- 患者等のプライバシーに十分配慮した上で実施しなければならない。
- 薬学管理料における各種指導や情報提供は、その時点における患者の状態等を考慮して、**患者にとって何が必要なのか、どのような情報を提供したらよいか**を、**その都度**判断することが必要。
 - ✓ 保険薬剤師自身が**個々の患者の算定可否を判断する**こと。
 - ✓ **機械的に、一律に請求を行わない**こと。

主な留意点 薬学管理料について②

薬剤服用歴等

薬剤服用歴等は患者情報を集積したものであり、適切な服薬指導を行うためには必要不可欠なものである。

- 処方箋の受付の都度、患者情報を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえ、過去の薬歴を参照した上で、必要な服薬指導を行う。
- 薬剤服用歴等は、調剤報酬請求（薬学管理料）の根拠となる記録である。
- 薬剤服用歴等への記載について、指導後速やかに完了させるとともに、同一患者についての全ての記録が直ちに参照できるように患者ごとに保存・管理する。

主な留意点 薬学管理料について③

薬剤服用歴等によくある指摘事項

- 残薬調整している場合に、「残薬の状況」が「なし」となっていたり、「服薬状況」が「良い」となっている。
- 副作用や病状の悪化に関する記録が記載されているにもかかわらず、「体調の変化」が「なし」や「不変」となっている。
- 「服薬指導の要点」の記載がない。
- 薬剤服用歴の記載が、次回来局日にまとめて行われている。

主な留意点 薬学管理料について④

薬剤情報提供文書

- **患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき**、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、副作用及び相互作用に関する主な情報を患者に文書又はこれに準ずるものにより提供する。
- 効能、効果、副作用及び相互作用に関する記載は、患者等が理解しやすい表現にする。

主な留意点 薬学管理料について⑤

おくすり手帳

調剤を行った薬剤について、調剤日、当該薬剤の名称、用法、用量その他必要に応じて服用に際して注意すべき事項を患者の手帳に経時的に記載する。

「手帳」とは、経時的に薬剤の記録が記入でき、かつ次の①から④までに掲げる事項を記録する欄がある薬剤の記録用の手帳をいう。

- ① 患者の氏名、生年月日、連絡先等患者に関する記録
- ② 患者の**アレルギー歴、副作用歴**等薬物療法の基礎となる記録
- ③ 患者の主な既往歴等疾患に関する記録
- ④ **患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等**

主な留意点 薬学管理料について⑥

おくすり手帳

- 保険薬局において適切に記載されていることを確認するとともに、記載されていない場合には、患者に聴取の上記入するか、患者本人による記入を指導するなどして、**手帳が有効に活用されるよう努める。**
- 患者に対して、**手帳を保有することの意義、役割及び利用方法等について十分な説明**を行い、患者の理解を得た上で提供する。
- 患者が手帳を持参し忘れた場合は、手帳に追記すべき事項が記載されているシール等を交付し、次回以降に手帳を持参した際、当該文書が貼付されていることを確認する。

主な留意点 薬学管理料について⑦

令和4年度の主な改定新設項目

- 調剤管理料 医療情報・システム基盤整備体制充実加算
- 服薬管理指導料の特例（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合）
- 小児特定加算
- 服薬情報等提供料3
- 在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算
- 在宅中心静脈栄養法加算
- 外来服薬支援料
- 服用薬剤調整支援料2

薬学管理料（令和4年度の主な改定新設①）

（新）調剤管理料 医療情報・システム基盤整備体制充実加算

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1 3点（6月に1回まで）

医療情報・システム基盤整備体制充実加算2 1点（6月に1回まで）

- オンライン資格確認の導入の原則義務化を踏まえ、オンライン資格確認を導入している保険薬局において、患者に係る十分な情報を活用して調剤を実施すること等を評価。

【施設基準】

- （1）療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- （2）健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- （3）（2）の体制に関する事項及び質の高い調剤を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して調剤を行うことについて、当該保険薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。

薬学管理料（令和4年度の主な改定新設②）

（新）服薬管理指導料の特例

（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合）

59点

- かかりつけ薬剤師以外の薬剤師が、かかりつけ薬剤師と連携して必要な指導等を実施した場合の特例的な評価。

【算定対象】

当該保険薬局における直近の調剤において、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定した患者

【算定要件】

やむを得ない事情により、当該患者の同意を得て、当該指導料又は管理料の算定に係る保険薬剤師と、当該保険薬剤師の所属する保険薬局の他の保険薬剤師であって別に厚生労働大臣が定めるものが連携して、指導等を行った場合に、処方箋受付1回につき、算定する。

【施設基準】

別に厚生労働大臣が定めるものは、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料に係る患者の同意を得た保険薬剤師と連携した指導等を行うにつき十分な経験等を有する者※（1名に限る。）であること。

※「かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師」は以下の要件を全て満たす保険薬剤師であること。

- （1）保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があること。なお、保険医療機関の薬剤師としての勤務経験を1年以上有する場合、1年を上限として保険薬剤師としての勤務経験の期間に含めることができる。
- （2）当該保険薬局に継続して1年以上在籍していること。

薬学管理料（令和4年度の主な改定新設③）

【服薬管理指導料】

（新）小児特定加算 350点

【算定要件】

調剤に際して必要な情報等を直接当該患者又はその家族等に確認した上で、当該患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、**当該指導の内容等を手帳に記載**した場合に加算する。

※ かかりつけ薬剤師指導料についても同様。

- 保険薬局において、**医療的ケア児である患者**に対して、当該患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合の評価。

【算定対象】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項に規定する障害児（18歳未満の患者）

【在宅患者訪問薬剤管理指導料】

（新）小児特定加算 450点

【算定要件】

患者又はその家族等に対して、必要な薬学的管理及び指導を行った場合に加算する。

※ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料についても同様。

薬学管理料（令和4年度の主な改定新設④）

（新）服薬情報等提供料3

50点（3月に1回に限り）

- 服薬情報等提供料について、医療機関からの求めに応じて、薬局において入院予定の患者の服用薬に関する情報等を一元的に把握し、必要に応じて持参した服用薬の整理を行うとともに、医療機関に対して、当該患者の服薬状況等について文書により提供した場合の評価。

[算定要件]

- **入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあった場合**において、当該患者の同意を得た上で、当該患者の服用薬の情報等について一元的に把握し、必要に応じて当該患者が保険薬局に持参した服用薬の整理を行うとともに、**保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に3月に1回に限り算定**する。
- これらの内容等については薬剤服用歴に記録すること。

薬学管理料（令和4年度の主な改定新設⑤）

【外来服薬支援料の見直し】

外来服薬支援料 1

185点

外来服薬支援料 2

イ 42日分以下の場合 投与日数が7又はその端数を増すごとに34点を加算して得た点数

ロ 43日分以上の場合

240点

- 多種類の薬剤が投与されている患者又は自ら被包から取り出して服用することが困難な患者に対して、医師の了解を得た上で、薬剤師が内服薬の一包化及び必要な服薬指導を行い、当該患者の服薬管理を支援した場合の評価。**併せて、調剤料の一包化加算を廃止。**

【算定要件】

- 1については、自己による服薬管理が困難な患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、患者の服薬管理を支援した場合に月1回に限り算定する。ただし、区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している患者については、算定しない。
- 2については、患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、患者又はその家族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合についても、所定点数を算定できる。

3 2については、多種類の薬剤を投与されている患者又は自ら被包を開いて薬剤を服用することが困難な患者に対して、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬の服用時点ごとの一包化及び必要な服薬指導を行い、かつ、患者の服薬管理を支援した場合に、当該内服薬の投与日数に応じて算定する。

薬学管理料（令和4年度の主な改定新設⑥）

【服用薬剤調整支援料2の見直し】

服用薬剤調整支援料2

イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において行った場合

110点

ロ イ以外の場合

90点

- 服用薬剤調整支援料2について、減薬等の提案により、処方された内服薬が減少した実績に応じた評価に変更。

【算定要件】

複数の保険医療機関より6種類以上の内服薬が処方されていた患者について、患者等の求めに応じて、

- ① 当該患者の服用中の薬剤について一元的把握を行うとともに、
- ② 重複投薬等のおそれがある場合には、重複投薬等の解消に係る提案（※）

を検討し、当該提案や服用薬剤の一覧を含む報告書を作成し、処方医に送付した場合に算定する。

※ 重複投薬の状況や副作用の可能性等を踏まえ、患者に処方される薬剤の種類数の減少に係る提案

【施設基準】

重複投薬等の解消に係る実績を有していること。

薬学管理料（令和4年度の主な改定新設⑦）

（新）在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算

250点

- 在宅で医療用麻薬持続注射療法が行われている患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合についての評価。

【算定要件】

在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、**その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合に1回につき所定点数に加算する。**この場合において、注3に規定する加算（麻薬管理指導加算）は算定できない。

【施設基準】

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法第三条の規定による麻薬小売業者の免許を受けていること。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。

※在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料についても同様。

薬学管理料（令和4年度の主な改定新設⑧）

（新）在宅患者訪問薬剤管理指導料

在宅中心静脈栄養法加算

150点

- 在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合についての評価。

【算定要件】

在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、**その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合**に1回につき所定点数に加算する。

【施設基準】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は同法第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業の届出を行っていること。

※在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料についても同様。

医療情報システム（電子薬歴等）の注意点

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」

- ガイドラインに準拠した**運用管理規程**を定めること。
- 長時間離席する際に、正当な利用者以外の者による入力のおそれがある場合には、クリアスクリーン等の対策を実施。
- 令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後新規導入又は更新に際しては、**二要素認証**を採用するシステムの導入、又はこれに相当する対応を行うこと。
- パスワードは以下のいずれかを**要件とする**。
 - a 英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列
 - b 英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的に変更させる（最長でも2ヶ月以内）
 - c 二要素以上の認証の場合、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列。ただし他の認証要素として必要な電子証明書等の使用にPIN等が設定されている場合には、この限りではない。
- 更新履歴を保存し、必要に応じて**更新前と更新後の内容を照らし合わせる**ことができるようにすること。

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）
- 6. 医療保険と介護保険との関係について**
7. 最後に

医療保険と介護保険の給付調整

- 要介護被保険者等については、原則として、**介護保険給付が医療保険給付より優先**される。
- ただし、厚生労働大臣が定める場合については、医療保険から給付できることとされており、これを**医療保険と介護保険の給付調整**という。

1. 指導・監査等について
2. 保険調剤の仕組み
3. 医療法・薬剤師法・医薬品医療機器等法について
4. 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則について
5. 調剤報酬点数表の解釈（主な留意点）
6. 医療保険と介護保険との関係について
- 7. 最後に**

調剤報酬請求における留意点

- ◆ 保険薬剤師と保険薬局は診療報酬のルールをよく理解し、**独自の解釈に基づいて請求しない。**
- ◆ 分からない場合は**調剤報酬点数表を確認する。**
それでも分からなければ**厚生(支)局に問い合わせる。**
- ◆ 厚生(支)局が実施する**説明会や指導に出席する。**



今後とも保険調剤の適正な運用に
ご協力いただきますようお願いいたします。